

工事技術調査の意義

初版制定：2011年8月5日

特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

第1章 工事技術調査の目的

工事技術調査は、監査委員などによって指定された工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき実施するものです。

工事技術調査は、計画、設計、積算、工事施工、工事監理等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという点を主眼とし、有効性、妥当性、効率性、経済性、及び遵法性の観点に留意して実施するものです。

第2章 工事技術調査の着眼点

工事技術調査に当たっては、①設計・積算、②工事契約、③工事監理、④その他の4つの分野について、以下のとおり着眼点を設定して実施します。

（1）設計・積算

1）事業の目的や関連計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。（事業の有効性・妥当性の観点）。

2）設計・積算は、法令、運用基準等に基づき適正に、合理的かつ経済的に行われているか。

（設計・積算の合規性の観点）

3）設計は、安全性、耐久性のみならず、将来に亘っての維持管理のしやすさなどに配慮されているか。（ライフサイクルコストの効率性の観点）

（2）契約手続

1）契約事務は入札契約適正化法に基づいて適正に実施されているか。（契約手続きの遵法性の観点）

（3）工事監理

1）発注者による工事監理は、共通仕様書と設計図書とに基づき工程・品質・コスト・安全環境の面で的確に行われているか。（監理業務の効率性の観点）

2）設計変更が必要となった場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか。（組織的工事監理の観点）

3）産業廃棄物・建設副産物の処理等は適切に行われているか。（環境保全、遵法性の観点）

（4）記録の保全

1）設計及び施工の管理記録は見やすく適切に保存されているか。（関係書類・記録による事業の透明性および納税者に対する可視化の確保の観点）

第3章 NPO法人 西日本建設技術ネットの取組み

（1）工事技術調査の体制

1）調査技術者は、西日本建設技術ネットの理事会で承認された者です。

2

2）調査技術者の選定

NPOの代表理事は、地方自治体の工事技術調査の要請に応じて、調査対象工事に該当する技

術部門の調査技術者を選定する。選定に当たっては、技術士、一級建築士など技術調査に必要な有資格者から選定します。

(2) 報告書の作成

1) 調査報告書の提出

調査技術者は調査終了後2週間以内に、理事会の承認を得た報告書(案)を当該自治体に提出します

2) 報告書の保管

最終報告書は、代表理事が押印した正本を当該自治体に提出し、その電子データは西日本建設技術ネット事務局で保管します。

第4章 工事技術調査の実務

工事技術調査の実施例として、1日3件の工事技術調査の実施例を紹介します

(1) 日程の指示

監査委員事務局より、監査対象事務所の調査日程のリストが提示されます。

(2) 資料の配布

工事技術調査開始前に監査委員事務局より、調査対象工事の資料が送付されます。

(調査対象候補工事一覧表、対象工事の設計書、添付図面、特記仕様書など)

(3) 調査担当者の準備

監査事務局と協議の上で、調査対象工事を選定します。

被監査の担当各課からなるべく均等に選定します。

工期延長が長いもの、設計変更額が大きいもの、特殊な工事などに着目して、担当各課(道路課、河川課、砂防課、維持課など)からなるべく均等に選定します。

(4) 調査当日の時間割(1日3件調査の場合)

- ・調査対象事務所に指定時間に到着(9時20分ごろ)
- ・調査開始(9時30分)
- ・調査対象工事を提示する
- ・調査方針の説明と調査の開始

9:30~12:00 積算書や契約書類及び3件工事内容をヒヤリングして工事関係書類を調査する。

12:00~13:00 休憩

13:00~15:30 対象工事現場調査(3工事現場)

必要に応じて写真撮影

15:30~16:30 調査対象工事の講評を作成(3工事分)

16:40~17:10 調査の講評と質疑応答

- ・調査終了

この後、2週間以内に報告書(案)を提示して、監査事務局と調整協議します。

監査事務局の了解を得て最終報告書を提出して、一連の調査業務を終了します。

3

(5) 工事技術調査の具体的着目点

1) 事業の有効性・妥当性に着目

- ・現地確認で周辺社会環境との調和、社会的ニーズへの適合性などをみます
- ・直感的であるが、納税者にとって、必要不可欠な工事かどうか判る場合があります

2) 設計・積算の合規性に着目

- ・適切に施工できる様な設計図書が整備されているか
- ・積算に関して内部運用規定への適合性、積算基準への適合性を聞き取る
- ・委託設計報告書を閲覧して、最小費用で最大効果を得る検討がされているかを確認する。
- ・変更金額（数量変更）が大きい場合、委託設計報告書の内容が現場実情に合っているかを確認する。

3) 工事監理の効率性

(1) 設計意図の具現性、変更の合理性

- ・工事設計の意図が正しく、理解されて施工されているか？

(2) 要求事項の明確化

- ・発注者・業務受託者・工事請負人の間に工物品質の要求事項が正しく伝わっているか？（3者調整会の開催などを確認する）

(3) 工事期間の有効性（工期内完成、工期延伸の理由）

- ・当初工期の設定は適正か？（着工時期）
- ・工期延伸の理由は合理的か？
- ・工期延伸の場合どこに責任があるか？

(4) 工事の遵法性（社会環境への負荷低減、廃棄物処理、近隣苦情）

- ・廃棄物処理は適法か？
- ・騒音振動の苦情があったか？
- ・苦情の原因は、不適切な工法選定か

(5) 工事の安全性

- ・当事者、第三者も含めて無事故か？

(6) 組織監理の実効性

- ・事務所内で問題把握の共通意識があるか

4) 記録の保存

- (1) 納税者（県民または市民）に対する可視化性の確保はできているか

以上